平成２２年（フ）第１１９２号
埼玉県加須市花崎４丁目22番地17
債務者　福田　君江
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９３号
埼玉県鴻巣市八幡田821番地
債務者　松尾　章二
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１８号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室3252番地２
債務者　萩原　弘明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
三重県志摩市志摩町片田3571番地３
債務者　竹内　多鶴
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
三重県志摩市大王町船越1768番地２
債務者　山本　正之
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
岡山県倉敷市船穂町船穂3012番地１
債務者　武政ともみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
岩手県久慈市小久慈町第12地割１番地16
債務者　遠川義次郎
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前11時45分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第６３号
岩手県久慈市大川目町第14地割87番地７
債務者　澤田真優子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１４９号
静岡県富士宮市山本425番地の１、前住所静岡県富士市宮島441番地
債務者　貫奈　　修
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４１４５号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目37番１号
債務者　山﨑　伸二
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０４号
大阪市港区磯路３丁目24番６号つた家夕凪ビル702号
債務者　富松　正文
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９０号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目14番３―201号
債務者　阪本　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１１号
秋田県横手市十文字町佐賀会字下沖田25番地４
債務者　小原　一幸
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５３号
愛知県稲沢市駅前２丁目23番１号
破産者　濵　　和明
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７１号
愛知県江南市般若町中山59番地
破産者　髙木　龍二
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３３号
山口県防府市大字高井338番地の２　コスモハイツとも102号
破産者　栗林　正志
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１号
福岡県田川郡福智町弁城1706番地３
破産者　中山　秀一
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部